後期高齢者医療制度のお知らせ

～　高額介護合算療養費について　～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、１年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

〇後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが０円の場合は対象となりません。
〇支給額が500円以下の場合は支給されません。

■自己負担限度額表

【１年分の自己負担額の計算期間：令和３年８月１日～令和４年７月31日】

<table>
<tr><th>負担割合</th><th colspan="2">区分</th><th>自己負担額の合計の基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３割</td><td colspan="2" rowspan="3">現役並み所得者</td><td>【課税所得690万円以上】212万円</td></tr>
<tr><td>【課税所得380万円以上】141万円</td></tr>
<tr><td>【課税所得145万円以上】　67万円</td></tr>
<tr><td>２割</td><td colspan="2">一定以上所得者</td><td rowspan="2">56万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１割</td><td colspan="2">一般</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td>区分Ⅱ（※１）</td><td>31万円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ（※２）</td><td>19万円</td></tr>
</table>

※１　世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
※２　世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が０円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、としべつ保健福祉課窓口までお申し出ください。

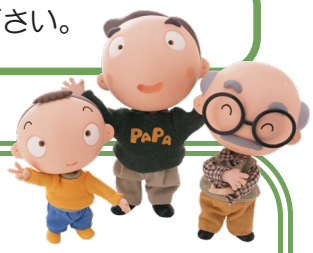

◆◆お問い合わせ先◆◆

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館６階
☎011-290-5601

今金町保健福祉課保険・医療グループ
【住所】〒049-4308
瀬棚郡今金町字今金17番地の2
総合福祉施設としべつ内
☎82-2780

～目安は１日片方の手のひら３つ分～
（地域包括支援センター　☎82-2780）



お口の健康づくり

お口には、「かむ」「飲み込む」「話す」「呼吸をする」といった大切な役割があります。歯周病で歯がグラグラしていたり、入れ歯が合わないなど食べ物をかめない状態が続くと全身の健康に影響します。また、歯周病は糖尿病や誤嚥性肺炎、心疾患などの病気とも関係があることが分かっています。毎日のケアをしっかり行い、歯と口の健康を保つことは、全身の健康のためにもとても重要です。

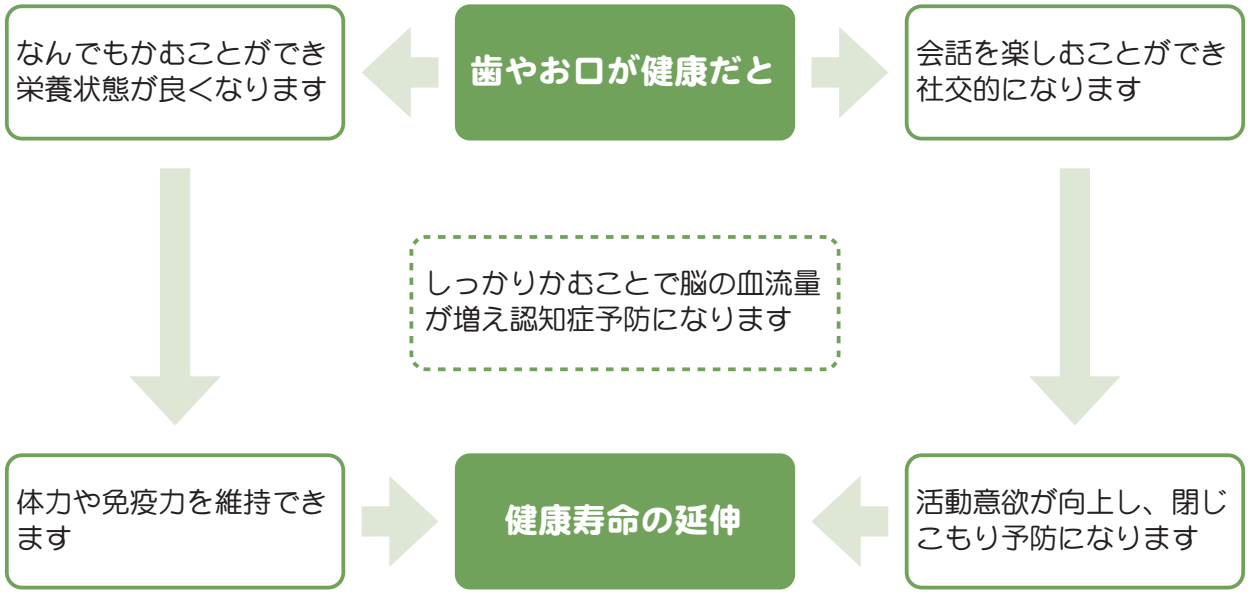

毎日のケアでお口を健康に保ちましょう

お口の中を清潔に保ちましょう	お口の体操で「かむ力」を保ちましょう	定期的に歯科検診を受けましょう
歯と歯ぐきの境目を小刻みに磨きましょう。入れ歯の清掃は、食後のブラシ磨き＋洗浄剤を使いましょう。	お口を「あー」と大きく開きます→「んー」と奥歯をかみしめます。×5回舌を口の中で上下左右に動かします。	自覚症状がなくても、早期発見、早期治療には定期検診が大切です。半年に一度は、定期検診を受けましょう。

今金町歯周病検診のご案内

【対象者】　令和４年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳の誕生日を迎える町民の方
　　＊対象年齢の方には、受診券、検診票を送付しております。
【費　用】　無料
【場　所】　町内歯科医療機関
【内　容】　問診、歯や歯ぐきの検査、検診結果説明及び歯科保健指導
【期　限】　令和５年３月31日まで



【お問い合わせ】
保健福祉課　地域包括支援グループ歯科衛生士　☎82-2780

たんぱく質を食べて健康な身体作り